

2021年（令和3年）11月8日

福島県社会福祉審議会  
委員長 鎌田真理子 殿

福島県社会福祉審議会委員

関 靖 男

松 本 喜 一

篠 原 清 美

星 光 一 郎

石 川 弘 美

吉 原 秀 一

江 川 由 美 子

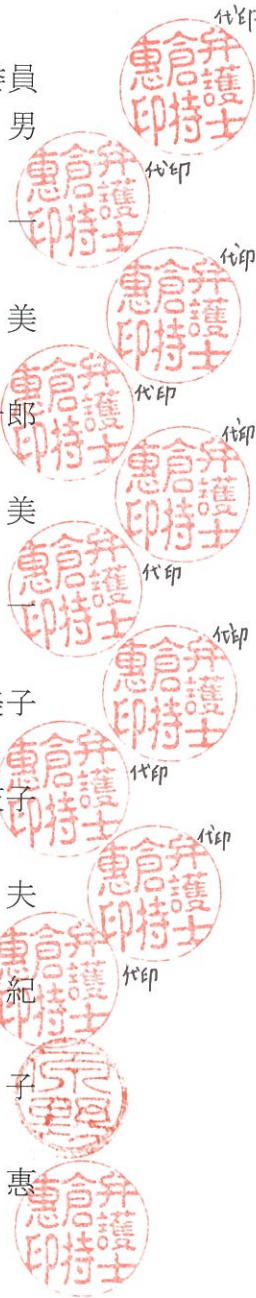
吉 川 三 枝 子

原 寿 夫

久 保 美 由 紀

原 野 明 子

倉 持 惠



### 会議の招集請求書

#### 第1 請求の趣旨

私たちは、福島県社会福祉審議会条例（以下、「条例」という。）第6条第2項に基づき、次の事項を審議するために、福島県社会福祉審議会（以下、

「審議会」という。)の会議を招集することを請求します。

但し、本年12月までに審議会が開催される場合には、当該審議会の審議事項に下記議題を加えていただければ、会議自体は兼ねることも構いません。

## 1 議案

二本松市に所在した認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件(以下、「本件」という。)に関し、事実を把握し、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するため、必要に応じて委員を追加選任した審議会児童福祉専門分科会保育所部会において、又は児童福祉専門分科会内に本件検証部会を設置し、上記検証を実施し、その結果を福島県知事に対し具申すること。

## 第2 提案の理由

### 1 元園長による虐待、体罰の実態

刑事裁判でのやりとり、行政からの開示記録、すまいるえくぼに勤務していた保育士及びすまいるえくぼを利用していた保護者らから得られた情報等を基に、すまいるえくぼにおける虐待内容及び経緯をとりまとめると別表のとおりです。なお、協力いただいた保育士や保護者からは、得た情報を第三者委員会設置要請のために使用することについて承諾を得ております。

元園長が暴行罪で起訴された刑事事件の公判では、泣いている園児Aに対し、後頭部、額、肩等を複数回叩き、体勢を崩した園児Aが起き上がろうとするのを見て「起き上がり小法師みたいだ。」と言って笑い、何度も体勢を崩させることを繰り返す、園児Bに対し、服を掴んで宙づりにし、左右に揺さぶり、その場に落とし、複数回蹴ったり、ビニール製のオムツ入れで複数回叩いたりする、園児Cに対し、胸倉をつかんで揺さぶり、髪を引っ張る等の虐待が明らかとなっています(なお、本刑事事件において元園長は有罪の判決を受けています。)

### 2 検証の必要性

児童福祉法第35条第5項及び同第8項によれば、都道府県知事が、保育所を認可するにあたっては、同法第45条第1項の条例で定める基準に適合していることが必要です。

福島県児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例では、保育する児童に対する虐待等は厳に禁じられています(条例第12条)。

また、保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であることから、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉

を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないとされており、十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ることなどを目指して行われなければならないとされています（保育所保育指針平成29年厚生労働省告示第117号）。

前項記載のとおり、すまいるえくぼにおいては、認可前から、虐待・体罰をはじめとする不適切な養育が横行しており、元園長による行為が、上記基準に違反することは明白です。また、元園長が、本件を理由に有罪の判決を受けていることから、本件虐待行為が社会的に見ても非常に重大なものであったことも明白です。

それにもかかわらず、すまいるえくぼは、平成31年3月22日に認可され、令和2年10月に、勤務する保育士が元園長による虐待場面を動画撮影し、市に通告するまで、本件虐待・体罰等は発見されませんでした。なぜ、このような保育園が認可されてしまったのか、なぜ発見されるまでにここまでの時間を要してしまったのか、また、再発を防止し、より早期に子どもたちを救済する仕組みはどうあるべきか、専門的知識を有する第三者による検証が必要です。

本件では、保育士による通告の前に、県に3度、虐待通報があり、その際に、県が元園長からしか話を聞かずに処理したことが問題点としてあげられています。本件ではほかにも検証すべき点が多々見受けられます。たとえば、以下のような点が挙げられます。

- 保育所には本来苦情解決の仕組みや運営委員会を設けることとされているが、すまいるえくぼにおいてはどうだったのか。機能していなかったとすれば、その原因は何か。また、保護者に対し、契約内容の十分な説明がなされていたか、その中で第三者である運営委員の明示があったか。なされていなかった場合、どうあるべきか。
- 本件では、市や県に複数の苦情が寄せられていたが、苦情についての対応マニュアルは存在したか。市と県との間の情報共有できる場があったか、また共有の仕方は適切だったか。対応が適切でなかった場合、どうあるべきか。
- 保護者は児童を預かってもらっている立場で保育を批判することを躊躇しがちであると思われるが、すまいるえくぼにおいてはそのような保護者がどの程度いたのか。保護者からの通報がなかったとしても虐待を発見できるような仕組みはどうあるべきか。
- 国家資格を有する専門職である保育士が、令和2年10月になるまで通報できなかったのはなぜか。保育士がより早期に虐待通報できるよ

うな仕組み、取り組みはどうあるべきか。また、保育所の体質に問題はなかったか。職員が声を上げやすい、風通しのよい環境であったか。そうでなかった場合、どのような改善策があり得るか。

- そもそも規制が緩和され、株式会社も保育所を運営できるようになった現在、認可や監査の手続・項目等について改善すべき点はないか。
- 本件では虐待以外についても市に苦情や相談が寄せられているが、保育所利用にかかる契約内容は誰がどのように説明していたのか。全体的なサービス向上及びトラブル防止のため、どのような対応が考えられるか。
- 本件で被害に遭った園児や被害を目の当たりにした園児の心の傷はどの程度であったか。現時点で既に十分回復していると言えるか。いえない場合、そのケアはどうあるべきか。
- 県は本件について審議会児童福祉専門分科会に対し報告する必要があると考えていたか。報告する必要があると考えていなかった場合その理由は何か。

以上はあくまで、現時点で私たちが把握している事実関係を前提としたものに過ぎませんので、自治体の有する資料を前提に検証を行った場合にはさらに多くの検証課題が見つかるものと思われれます。

### 3 専門的視点による検証が必要であること

以上の課題をきちんと検証するためには、法律等の知識、保育士や保育現場の実態への精通、保護者の視点など多岐にわたる知識・経験が必要です。したがって、これらの調査・検証は、各分野の複数の専門家により行われる必要があります。

しかし、福島県弁護士会、福島県社会福祉士会及び被害保護者は、それぞれ県に対し第三者委員会による検証の申し入れいたしましたが、県は残念ながら否定的回答に終始し、実施される見通しはありません。

- ### 4 以上のような事情から、私たちは、社会福祉、児童福祉について専門的視点から調査審議するため設置された本審議会において、本件につき検証すべきものと考え、第1の請求の趣旨記載のとおり、会議の招集を請求します。

## 第3 手続規定等に関する補足説明

### 1 審議会委員による会議招集請求

条例第6条第2項は、「委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。」と規定しており、本請求はこの規定に基づき、会議の招集を請求するものです。

もっとも、今年度、複数回の審議会開催が予定されているところ、12月

までに開催される審議会にて本議題を取り上げ、審議されるのであれば別途改めて本件についてのみの審議会を開催しないという判断もあり得ることから、このような形での請求を行うこととしました。

## 2 保育部会による検証

### 1) 検証の所管部会

条例第9条は、「審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。」と規定し、この規定に基づき福島県社会福祉審議会運営規程が定められています。同規程第4条第1項において児童福祉専門分科会内に保育所部会が設置され、その調査審議事項は「保育所の設置認可等に関する事項」と定められております。

本件検証は、保育所の設置認可等にかかる検証であり、保育所部会の所管に属すると考えられます。

そもそも、保育所部会が設置認可に関する事項を審議することとされているのは、児童福祉法が、保育所の認可について児童福祉審議会（本県では社会福祉審議会がその役割を担っています。）を関与させることとしていることに由来するものですが、その児童福祉法は、認可した保育所の設備又は運営が法第45条第1項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められて事業停止を命じる場合にも、児童福祉審議会の関与を求めています（児童福祉法第46条第4項）。このような規定に鑑みると、保育所の設置認可後の運営に関する事項の調査審査も当然に保育所部会の所管に属すると考えられます。

本件のように不適切な運営がなされた保育所について、その原因を分析し、認可基準や認可手続に問題はなかったか、どのように改善されるべきか等につき検証することは、むしろ保育所部会の責務というべきです。

### 2) 委員の追加選任とその問題点について

現在の保育所部会は、特に問題が発生していない通常の認可等に関し調査審議すべく、委員の配置がされていると考えられます。

従って、本件検証を実施するに当たっては、委員を追加選任する必要があると考えられます。委員を追加選任ができることの根拠規定は、後述のとおりです。

しかし、委員が追加選任され、保育所部会が拡大した場合、これまでのような通常の認可等の審議のときも、拡大した保育所部会が対応することになり、定足数の確保や予算等の関係で、問題となることが考えられます。そこで、この点を不都合として回避すべきと考えるのであれば、後述のとおり、児童福祉専門分科会の中に新たな調査部会を置くことも考えられます。

### 3 本件検証のための新たな部会の設置

社会福祉法第12条第1項は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができるとされているところ、条例第8条は、「審議会は、法第七条第一項に規定する事項のほか、法第十二条第一項の児童福祉に関する事項を調査審議する」として、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議する権限を与えています。

これを受けて審議会の中に児童福祉専門分科会が設定され、同分科会は児童福祉に関する事項を調査審議することとされています(法第12条第2項、県社会福祉審議会運営規程第3条)。

したがって、審議会児童福祉専門分科会は法令上、当然に本件に関する調査権限を有しているといえることができます。

そのうえで、運営規程第4条第1項は、「必要に応じその他の部会を置くことができる」としていることや同項「備考1」として、児童虐待検証部会に関してですが、「事案ごとに個別に部会を置くことができる」としていることからすれば、本件のような個別事案に関し、審議会の決議を経て、上記条例第9条の規定により運営規程を改正し、本検証のための新たな部会の設置し、本件検証に適した委員の確保・配置も可能であると解することができます。

### 4 委員の配属

運営規程第4条第3項及び第4項によれば、部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名することとなっており、保育所部会や新たな部会に対する適切な委員の補充・配置は、委員長の権限で可能です。

以 上

(別表)

時期	内容
H9	元園長が、認可外保育施設「えくぼ保育園」を開所
H27	えくぼ保育園が小規模保育事業に移行
H29.11	元園長が、小規模保育事業として、「すまいるえくぼ」開所し、同所の園長となる。 元園長が運営する保育施設が2か所になる。以下、特に断りがない限り、すまいるえくぼにおける出来事を記載。
	開所当初から、朝、泣いて登園したり、失敗したりすると、元園長は園児を叩いたり、おやつ抜き、立たせる、遊ばせない等の罰を与えたりという行為を繰り返した。 また、元園長は、園児が癩癩を起したり、今までできていたことができなくなったりすると、胸倉をつかんで揺さぶりながら、「自分が悪いのに泣いてんじゃねー」などと大声で叱りつけることもあった。
H30.2	すまいるえくぼ株式会社設立 すまいるえくぼ、えくぼ保育園とともに株式会社へ移行
H30.6	保護者から二本松市（以下、単に「市」という。）に対し、子どもが保育士を怖がって通園を嫌がっている等との相談があった。
H30 秋ころ以降	特定の園児に対し、元園長はわざと泣かせるような言動をして、当該園児が泣くと、「はい、泣いたー」等と言って、立たせる、遊ばせない等の罰を与えるという行動を繰り返した。 元園長は、特定の園児に対し、保育室に入れず、暖房のないロッカー付近に放置し、同所で食事や午睡をさせるといった行為を繰り返した。
H30.10	保護者から市に対し、子どもが玄関に放置されている、迎えに行くと子どもが泣いている等の相談があった。
H30.10 頃	元園長が、午睡を嫌がる園児に対し、無理やり、布団にうつぶせに押し付け、「ほかの子が起きちゃう！」などと言って顔付近にタオルケットをかぶせて押さえつける等の行為をした。
H31.3.22	福島県（以下、単に「県」という。）知事がすまいるえくぼを保育所として認可
H31.4	保護者から市に対し、元園長から子どもが障害児と決めつけられ、勝手にえくぼ保育園に連れていかれていた等の相談があった。  匿名の者から県中央児童相談所に対し、苦情の通報があった。 これを受けて県子育て支援課及び市子育て支援課が実地確認を行ったが、元園長から話を聞き、誤解を招くような態度をとらないように等と

	の説明をして終わった。
R1.5	保護者から市に対し、えくぼ保育園に通園させられている、仕事の都合で早めに預けたいが元園長が応じてくれない等との相談があった。
R1.6	保護者から市に対し、病気で入院していた子どもが退院したので通園させようとしたところ、「子どもがかわいそう」との理由で拒まれた等との相談があった。
R1.7	保護者から市に対し、職業訓練を受けようとしたら元園長から「職業訓練では預かれない」と言われた等との苦情があった。
R1.10.1	匿名の者から県中央児童相談所に対し、虐待の通報があった。  保護者から市に対し、夕方迎えに行くと子どもが居残りでごはんを食べさせられていた、子どもが「『保育園でうんちをしちゃだめ』と言われた」「泣くと暗い部屋に閉じ込められる」と言っていた等との苦情があった。  これらの通報を受けて、市子育て支援課が元園長から事情確認を行ったが元園長が事実を否定したため、市は「園も対応していると思うが相手がどう思うかである」といった説明をし、その結果を県に報告した。
R1.10.7	保護者から市に対し、知人の子どもが4月から通園を始めたが、園に行くと泣き、泣いても放っておかれているようだ、自分も子どもが一人、居残りで食べさせられているのを見た、泣くとお仕置き部屋に閉じ込められる、元園長に「市に相談した」と言ったが、元園長は「役所が来るときだけちゃんとしよう」「今は保育所の方が立場が強いから大丈夫」等と保護者の前で言っている等との通報があった。 この内容は市から県へ伝えられた。
R1.10.10	匿名の者から県子育て支援課に対し、市に言っても何も変わらないからという理由で苦情の電話があった。
R1.10.15	県北保険福祉事務所による定期監査兼苦情に対する聞き取り。 県は元園長からのみ事情を聴取し、元園長は担任を持たず、指導する立場に専念する方がよいのではないかな等の説明のみで終結。
R1 冬ころ以降	元園長は、特定の園児に対し、ほぼ毎日、他の園児と一緒に食事や午睡をさせないようになった。元園長は、当該園児が泣いて登園する等した以上、他の園児と一緒に行動させるわけにはいかない等と述べて、他の園児が食べ終わってから食事をとらせたり、床暖房のついていない場所であえて寝かせたりした。
R2.5 ころ	元園長による虐待・体罰行為がエスカレート



	<p>おやつ抜き、遊ばせない、園児を立たせる等の行為は日常化しており、元園長が園児を叩く、蹴る、胸倉をつかむ、引きずって連れていく、投げ飛ばす等の暴力も頻繁に行われるようになっていた。</p> <p>たとえば、同じ「立たせる」という行為でも、時間が4時間以上に及んだり、「お遊び禁止」の子に草むしりをさせたりするようになった。</p> <p>このころには、泣く等した場合には立つというのが暗黙のルールとなっており、泣き出してしまった子が自発的に特定の場所に行って立つこともあった。</p> <p>そのほか、言葉の暴力も悪化し、叱るときの言い方が激しくなったほか、元園長は園児に対し、「バカ」「死ね」「死刑」などという言葉を実用的に使うようになった。</p>
R2 夏以降	<p>元園長の行為はさらにエスカレートの一途をたどり、元園長は、園児の胸倉をつかんで投げ飛ばしたり、園児が座っている椅子を蹴って、椅子ごと園児を倒したり、園児を園庭のマンホール上に立たせて、水鉄砲の的にさせたりした。</p>
R2.9.15	<p>県北保健福祉事務所の定期監査</p>
R2.11.13	<p>保育士が市に虐待通報</p>
R2.11.17	<p>県北保健福祉事務所、県子育て支援課、市子育て支援課による特別指導監査。</p> <p>保育士全員に事情聴取し、ほぼ全員が虐待の事実を認めた。</p>
R2.11.18	<p>県知事による改善命令（児童福祉法 46 条 3 項）</p>

## 共同提案同意書

私は、福島県社会福祉審議会の委員として、会議の招集請求（審議事項：二本松市に所在した認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件に関し、検証を行い、その結果を知事に対し具申すること等）の共同提案者になることに同意いたします。

令和3年10月5日

氏名 関 靖男



## 共同提案同意書

私は、福島県社会福祉審議会の委員として、今年度開催の同審議会において、二本松市に所在した認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件に関し、検証を行い、その結果を知事に対し具申すること等を求める発議の共同提案者になることに同意いたします。

2021年 9月24日

氏名 松本喜一



## 共同提案同意書

私は、福島県社会福祉審議会の委員として、会議の招集請求（審議事項：二本松市に所在した認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件に関し、検証を行い、その結果を知事に対し具申すること等）の共同提案者になることに同意いたします。

令和3年10月1日

氏名 藤原清美 

## 共同提案同意書

私は、福島県社会福祉審議会の委員として、今年度開催の同審議会において、二本松市に所在した認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件に関し、検証を行い、その結果を知事に対し具申すること等を求める発議の共同提案者になることに同意いたします。

令和3年10月28日

氏名 星 光 一 郎



## 共同提案同意書

私は、福島県社会福祉審議会の委員として、今年度開催の同審議会において、二本松市に所在した認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件に関し、検証を行い、その結果を知事に対し具申すること等を求める発議の共同提案者になることに同意いたします。

令和3年10月29日

氏名 石川弘美



## 共同提案同意書

私は、福島県社会福祉審議会の委員として、会議の招集請求（審議事項：二本松市に所在した認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件に関し、検証を行い、その結果を知事に対し具申すること等）の共同提案者になることに同意いたします。

2021年10月28日

氏名 吾原秀一



## 共同提案同意書

私は、福島県社会福祉審議会の委員として、会議の招集請求（審議事項：二本松市に所在した認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件に関し、検証を行い、その結果を知事に対し具申すること等）の共同提案者になることに同意いたします。

令和3年10月22日

氏名 江川由美子





## 共同提案同意書

私は、福島県社会福祉審議会の委員として、会議の招集請求（審議事項：二本松市に所在した認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件に関し、検証を行い、その結果を知事に対し具申すること等）の共同提案者になることに同意いたします。

令和3年10月6日

氏名 吉川 三枝子



## 共同提案同意書

私は、福島県社会福祉審議会の委員として、今年度開催の同審議会において、二本松市に所在した認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件に関し、検証を行い、その結果を知事に対し具申すること等を求める発議の共同提案者になることに同意いたします。

2021年9月28日

氏名 原 新夫



## 共同提案同意書

私は、福島県社会福祉審議会の委員として、会議の招集請求（審議事項：二本松市に所在した認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件に関し、検証を行い、その結果を知事に対し具申すること等）の共同提案者になることに同意いたします。

2021年11月1日

氏名 久保美由紀



## 共同提案同意書

私は、福島県社会福祉審議会の委員として、会議の招集請求（審議事項：二本松市に所在した認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件に関し、検証を行い、その結果を知事に対し具申すること等）の共同提案者になることに同意いたします。

令和3年10月22日

氏名 原野明子



## 共同提案同意書

私は、福島県社会福祉審議会の委員として、会議の招集請求（審議事項：二本松市に所在した認可保育所「すまいるえくぼ」における園児虐待事件に関し、検証を行い、その結果を知事に対し具申すること等）の共同提案者になることに同意いたします。

2021年11月 / 日

氏名 倉持 恵

